

第1号（令和元年5月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 4
- △ 横浜市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 5

【告示】

- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 幼保連携型認定こども園の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 14
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 24
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 28
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 29
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 33
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 37
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 39
- △ 横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】 40
- △ 横浜市介護保険料の収納事務の委託【健康福祉局介護保険課】 41
- △ 埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】 42
- △ 自転車等放置禁止区域の変更【道路局交通安全・自転車政策課】 43
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 45
- △ 横浜市港湾施設条例第30条第1項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 46
- △ 横浜港港湾区域内公有水面埋立ての出願【港湾局管財第二課】 47

△ 同	【港湾局管財第二課】	49
[公告]		
△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局取得処分課】	51
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	54
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	58
△	事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	60
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	61
△	排水設備指定工事店の指定の効力の停止【環境創造局管路保全課】	62
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	63
△	横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	64
△	横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	65
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	66
△	同【建築局調整区域課】	67
△	同【建築局調整区域課】	68
△	同【建築局調整区域課】	69
△	同【建築局調整区域課】	70
△	同【建築局調整区域課】	71
△	同【建築局調整区域課】	72
△	同【建築局調整区域課】	73
△	同【建築局調整区域課】	74
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	75
△	同【建築局調整区域課】	76
△	同【建築局調整区域課】	77
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	78
△	同【泉区地域振興課】	79
△	同【保土ヶ谷区地域振興課】	80
△	同【鶴見区地域振興課】	81
△	同【戸塚区地域振興課】	82
[区公告]		
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【磯子区総務課】	83
[水道局]		
△	「はまっ子どうし The Water」及び「横浜水缶」の頒布代金等の徴収事務の委託【公民連携推進課】	84
[医療局病院経営本部]		
△	横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【病院経営課】	85
[教育委員会]		
△	横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【学校計画課】	86
△	横浜市立学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【学校計画課】	87
△	職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	88
[区選挙管理委員会]		
△	投票区の設置の一部改正【旭区】	89
[監査委員]		
△	包括外部監査人の監査の事務を補助する者【監査管理課】	90

**[職員共済組合]**

- △ 横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程【職員共済課】 91
- △ 横浜市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程【職員共済課】 107

---

規 則

---

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第1号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期  
日を定める規則

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（平成29年12月横浜市条例第49号）は、令和元年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第2号

横浜市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年4月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険運営協議会」を「横浜市国民健康保険運営協議会」に改める。

第4条を次のように改める。

（会長の職務）

第4条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会務を総理し、協議会を代表する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

## 告 示

横 浜 市 告 示 第 2 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 矢 向 雲 母 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 モ ー ド ・ プ ラ ン ニ ン グ ・ ジ ャ パ ン
代 表 者	代 表 取 締 役 村 越 秀 男
経 営 責 任 者	小 林 真 弓
規 模 （ 延 床 面 積 ）	411.40 m <sup>2</sup>
定 員	59 人
所 在 地	鶴 見 区 矢 向 四 丁 目 29 番 34 号

横 浜 市 告 示 第 3 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	な な い ろ き っ ど 保 育 園
設 置 者	一 般 社 団 法 人 K I D
代 表 者	代 表 理 事 末 永 法 子
経 営 責 任 者	竹 平 ひ ろ み
規 模 （ 延 床 面 積 ）	486.23 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	神 奈 川 区 入 江 一 丁 目 2 番 9 号

## 横 浜 市 告 示 第 4 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	三 丁 目 こ ど も 園
設 置 者	学 校 法 人 峰 岡 学 園
代 表 者	理 事 長 西 山 俊 太 郎
施 設 長	池 田 た か 子
規 模 （ 延 床 面 積 ）	290.25 m <sup>2</sup>
定 員	40 人
所 在 地	保 土 ヶ 谷 区 星 川 三 丁 目 5 番 19 号



## 横 浜 市 告 示 第 5 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	キ ッ ズ フ ォ レ セ ン タ ー 北
設 置 者	株 式 会 社 キ ッ ズ フ ォ レ
代 表 者	代 表 取 締 役 松 原 慶 子
経 営 責 任 者	山 元 さ お り
規 模 （ 延 床 面 積 ）	661.88 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 29 番 5 号

## 横 浜 市 告 示 第 6 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林

文 子

承 認 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
廃 止 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	Y M C A つ る み 保 育 園
所 在 地	鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 28 番 地 の 1

## 横 浜 市 告 示 第 7 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 ( 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
廃 止 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	う ち ゅ う 保 育 園 や ま て
所 在 地	中 区 千 代 崎 町 1 丁 目 25 番 地 の 23

## 横 浜 市 告 示 第 8 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 ( 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ) 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 承 認 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

承 認 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
廃 止 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	キ ッ ズ フ ォ レ セ ン タ ー 北
所 在 地	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 29 番 5 号

横 浜 市 告 示 第 9 号

幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

令和元年5月15日

横 浜 市 長 林 文 子

認可年月日	平成31年3月29日
事業開始年月日	平成31年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	幼保連携型認定こども園 Y M C A つるみ 保育園
設置者	社会福祉法人横浜 Y M C A 福社会
代表者	理事長 田 口 努
園長	江 口 世 都
規模（延床面積）	536.68 m <sup>2</sup>
定員	72人
所在地	鶴見区平安町2丁目28番地の1

## 横浜市告示第10号

## 幼保連携型認定こども園の設置認可

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第6項の規定に基づき、次のとおり幼保連携型認定こども園の設置を認可した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成31年3月29日
事業開始年月日	平成31年4月1日
施設種別	幼保連携型認定こども園
施設名称	うちゅうこども園やまて
設置者	社会福祉法人翠峰会
代表者	理事長 大庭良治
園長	岡野悠子
規模（延床面積）	649.37 m <sup>2</sup>
定員	75人
所在地	中区千代崎町1丁目25番地の23

横浜市告示第11号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
平成31年1月1日	オータワ歯科クリニック	鶴見区豊岡町13番3号
平成31年1月25日	しまだ歯科医院	港北区菊名六丁目30番6-1号
平成31年2月1日	かわまた歯科医院	神奈川区松見町2丁目371番地の5
平成31年3月1日	犬飼歯科医院	神奈川区鶴屋町2丁目22番地の3
同	グレイスクリニック	中区元町3丁目133番地の9
同	雨宮クリニック	中区尾上町5丁目76番地
同	サカイヤ薬局上永谷ベルセブン店	港南区丸山台一丁目13番5号
同	新成堂かみかわい薬局	旭区上川井町510番地
同	しば薬局	金沢区柴町284番地の7
同	たなか薬局	金沢区六浦東三丁目1番25号
同	しらとり薬局	青葉区しらとり台2番地の10
同	たから薬局都筑店	都筑区北山田二丁目17番3号
同	ひまわり薬局	戸塚区吉田町894番地の1
同	新成堂薬局原宿店	戸塚区原宿三丁目1番13号
同	ア・マーシュ歯科原宿クリニック	戸塚区原宿三丁目5番34号

同	ひかり在宅クリニック	戸塚区戸塚町 4,111番地
同	まごころ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町 4,710番地
平成31年3月4日	医療法人社団善仁会 おおくらやま腎クリニック	港北区大倉山三丁目 41番22号
平成31年4月1日	ハックドラッグ鶴見 下野谷薬局	鶴見区下野谷町3丁目 88番地の1
同	薬樹薬局矢向6丁目	鶴見区矢向六丁目14 番16号
同	のげ内科・脳神経内 科クリニック	中区花咲町2丁目66 番地
同	井上歯科医院	中区野毛町1丁目52 番地
同	芹が谷整形外科クリ ニック	港南区芹が谷五丁目 55番10号
同	上大岡にしだ歯科ク リニック	港南区上大岡東二丁 目42番22号
同	クリエイト薬局旭川 島町店	旭区川島町 2,884番 地の1
同	樹診療所かまりや	金沢区釜利谷西一丁 目2番25号
同	おおぜき医院	青葉区奈良一丁目19 番地の1
同	さいごう歯科クリニ ック戸塚駅前医院	戸塚区吉田町 3,001 番地の12
同	A L B A 歯科 & 矯正 歯科東戸塚	戸塚区品濃町 535番 地の1
同	みずほクリニック緑 園都市	泉区緑園七丁目1番 地の13
同	医療法人社団湘仁会 こだま眼科	瀬谷区三ツ境2番地 の19
同	三ツ境駅前心療内科	瀬谷区三ツ境5番地 の35

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
-----------	------------	----------------	------------------------	-------------------------



平成31年 2月1日	株式会社リ ライフ	港北区大倉 山二丁目4 番13号	訪問看護リハ ビリステーシ ョンリライフ	港北区大倉山 二丁目4番13 号
平成31年 3月1日	株式会社は まりハ	青葉区藤が 丘二丁目1 番7号	はまりハ訪問 看護リハビリ ステーション 青葉	青葉区藤が丘 二丁目1番7 号

横浜市告示第12号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
平成31年4月1日	木下賢一	開設なし	港北区綱島東三丁目5番43号
同	櫻田優	開設なし	都筑区荏田東三丁目18番9号
令和元年5月1日	平林秀基	まごころ鍼灸マッサージ治療院 横浜港南営業所	港南区下永谷五丁目80番28号
同	井上晴輝	天王町そよかぜ鍼灸院	保土ヶ谷区天王町2丁目46番地の2
同	阿部良樹	天王町そよかぜ整骨院	保土ヶ谷区天王町2丁目46番地の2
同	土屋なつみ	フレアス在宅マッサージ鍼灸院 横浜あさひ	旭区本宿町114番地の5
同	内田一司	KEIROW横浜金沢ステーション	金沢区町屋町10番2号
同	三浦広光	訪問鍼灸マッサージKEIROW横浜青葉ステーション	青葉区市ヶ尾町1, 173番地の16
同	柿原宏紀	はり・きゅう・マッサージみどりの風	都筑区川和町1,471番地
同	八木晴彦	株式会社アメニティーサービス 鍼灸マッサージ院	戸塚区前田町501番地
同	須田友理子	はりきゅうマッサージグリーン	瀬谷区三ツ境105番地の4

	治療院	
--	-----	--

横浜市告示第13号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成31年 2月1日	(新)そら薬局新館	金沢区柴町349番地の1
	(旧)しば薬局新館	
平成31年 3月1日	(新)樹診療所とみおか	金沢区富岡西二丁目1番10号
	(旧)樹診療所	
平成31年 3月5日	(新)医療法人社団横浜育明会 東山田ヒルズクリニック	都筑区東山田町1,357番地
	(旧)医療法人社団横浜育明会 都筑シニアセンター併設 クリニック	
平成31年 3月11日	(新)京急鶴見さいた整形外科	鶴見区鶴見中央四丁目1番3号
	(旧)京急鶴見新田整形外科	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成30年 4月1日	有限会社ジヤパンメディカルエンタープライズ	中区翁町1丁目5番地の5	横浜さくら訪問看護ステーション	(新)中区翁町1丁目6番地の7
				(旧)中区翁町1丁目5番地の5
平成30年 9月1日	株式会社ビコー	緑区長津田みなみ台四丁目1番地の1	ビコー訪問看護リハビリステーション	(新)旭区上川井町812番地の1
				(旧)旭区上川井町273番地

横浜市告示第14号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
平成31年 2月1日	吉田 惇一	(新)かねこ指圧鍼灸院十日市場	(新)緑区十日市場町851番地の13
		(旧)開設なし	(旧)旭区西川島町94番地
平成31年 3月11日	小田島 竜三	(新)治療院こころぎ	(新)金沢区泥亀二丁目8番18号
		(旧)在宅・訪問マッサージ治療院オネスト横浜六ッ川店	(旧)南区六ッ川二丁目6番地の20
平成31年 4月1日	山口 俊也	(新)まごころマッサージ治療院北新横浜	港北区北新横浜二丁目3番地の1
		(旧)鍼灸・マッサージういず治療院・新横浜	
同	原 静香	(新)まごころマッサージ治療院北新横浜	同
		(旧)鍼灸・マッサージういず治療院・新横浜	
同	川上 慎	(新)まごころマッサージ治療院北新横浜	同
		(旧)鍼灸・マッサージういず治療院・新横浜	
同	西田 博之	(新)まごころマッサージ治療院北新横浜	同

	浜	
	(旧) 鍼灸・マッサージ ジウイズ治療院・ 新横浜	

横 浜 市 告 示 第 15 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 休 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 、 次 の と お り 休 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

診 療 所 又 は 薬 局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 31 年 3 月 19 日	医 療 法 人 社 団 オ オ ミ チ ク リ ニ ッ ク	保 土 ケ 谷 区 岩 井 町 122 番 地 の 15

横浜市告示第16号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
平成30年12月31日	オータワ歯科クリニック	鶴見区豊岡町13番3号
平成31年1月24日	しまだ歯科医院	港北区菊名六丁目30番47号
平成31年1月31日	サカイヤ薬局港南台店	港南区港南台三丁目4番40号
平成31年2月28日	犬飼歯科医院	神奈川区鶴屋町2丁目22番地の3
同	雨宮クリニック	中区尾上町5丁目76番地
同	新成堂かみかわい薬局	旭区上川井町510番地
同	しば薬局	金沢区柴町284番地の7
同	たなか薬局	金沢区六浦東三丁目1番25号
同	しらとり薬局	青葉区しらとり台2番地の10
同	たから薬局都筑店	都筑区北山田二丁目17番3号
同	ひまわり薬局	戸塚区吉田町894番地の1
同	新成堂薬局原宿店	戸塚区原宿三丁目1番13号
同	ア・マーシュ歯科原宿クリニック	戸塚区原宿三丁目5番25号
同	ひかり在宅クリニック	戸塚区戸塚町4,111番地
同	まごころ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町4,710番



		地
平成31年3月3日	医療法人社団善仁会 おおくらやま腎クリ ニック	港北区大倉山三丁目1 番3号
平成31年3月9日	すみれ薬局	鶴見区北寺尾一丁目16 番11号
平成31年3月25日	コスモ薬局平沼橋店	西区平沼一丁目18番18 号
平成31年3月30日	小野寺歯科医院	瀬谷区三ツ境1番地の 17
平成31年3月31日	山屋内科医院	南区中里四丁目1番16 号
同	朝日薬局	保土ヶ谷区岩井町122 番地の14
同	小泉クリニック	港北区綱島東二丁目13 番14号
同	やまざきこどもクリ ニック	都筑区茅ヶ崎中央24番 3号
平成31年4月8日	医療法人社団三州会 アポロ歯科医院	西区藤棚町1丁目43番 地の3
同	有限会社フジオ薬局	南区中里四丁目1番16 号
平成31年4月27日	なみき薬局	金沢区並木二丁目8番 2号
平成31年4月30日	きたむら内科クリニ ック	磯子区磯子三丁目13番

横 浜 市 告 示 第 17 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横 浜 市 長      林                      文      子

診 療 所 又 は 薬 局

再開年月日	名 称	所在地
平成31年3月1日	畑耳鼻咽喉科	鶴見区市場東中町11番1号

横 浜 市 告 示 第 18 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和元年5月15日

横 浜 市 長      林                      文      子

診 療 所 又 は 薬 局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平成31年4月30日	すぎうら眼科	港北区新羽町 1,671 番地

横浜市告示第19号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年2月1日	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305番地の1	横浜緑園薬局	泉区新橋町53番地の5
平成31年3月1日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤上大岡駅前薬局	港南区上大岡西一丁目12番11号
平成31年4月1日	株式会社玄和堂	南区弘明寺町144番地の1	ひよこ薬局	南区弘明寺町144番地の1

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年2月1日	徳永薬局株式会社	東京都稲城市矢野口305番地の1	横浜緑園薬局	泉区新橋町53番地の5
平成31年3月1日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤上大岡駅前薬局	港南区上大岡西一丁目12番11号
平成31年4月1日	株式会社玄和堂	南区弘明寺町144番地の1	ひよこ薬局	南区弘明寺町144番地の1

横浜市告示第20号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年 8月18日	(新)特定非営利活動法人 み来	(新)栄区笠間五丁目36番1号	みらい	(新)栄区笠間五丁目36番1号
	(旧)特定非営利活動法人 美顔整顔学術学会	(旧)戸塚区前田町516番地の4		(旧)戸塚区上倉田町822番地の1
平成30年 10月1日	あさひ介護センター株式会社	(新)青葉区美しが丘五丁目14番地の10	あさひ介護センター	(新)青葉区美しが丘五丁目14番地の10
		(旧)青葉区荏田北二丁目5番地の37		(旧)青葉区荏田北二丁目5番地の37
平成30年 10月12日	株式会社マザーライク	南区井土ケ谷中町44番地の3	マザーライクヘルパーステーション保土ケ谷	(新)保土ケ谷区新井町463番地
				(旧)保土ケ谷区新井町622番地の4
平成31年 2月1日	株式会社エヌケア	都筑区中川一丁目2番	はればれ	(新)都筑区茅ヶ崎東四丁目2番1号
				(旧)都筑区牛久保東一丁目1番26号
平成31年 2月18日	合同会社介護支援センターひまわり	保土ケ谷区鎌谷町347番地の78	介護支援センターひまわり	(新)保土ケ谷区天王町1丁目16番地の1

	り			(旧)保土ヶ谷区 天王町1丁目 11番地の4
--	---	--	--	------------------------------

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年 4月1日	有限会社ジ ヤパンメデ イカルエン タープライ ズ	(新)中区翁町 1丁目5番 地の5	横浜さくら訪 問看護ステー ション	(新)中区翁町1 丁目6番地の 7
		(旧)小田原市 酒匂 1,414 番地の1		(旧)中区翁町1 丁目5番地の 5
平成30年 9月1日	株式会社ビ コー	緑区長津田 みなみ台四 丁目1番地 の1	ビコー訪問看 護リハビリス テーション	(新)旭区上川井 町 812 番地の 1
				(旧)旭区上川井 町 273 番地
平成31年 2月25日	テイト・エ ンタープライ ズ株式会 社	金沢区六浦 一丁目17番 21号	あうる訪問看 護リハビリス テーション	(新)金沢区六浦 一丁目21番13 号
				(旧)金沢区六浦 一丁目17番21 号

3 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成30年 10月1日	あさひ介護 センター株 式会社	(新)青葉区美 しが丘五丁 目14番地の 10	あさひ介護セ ンター	(新)青葉区美し が丘五丁目14 番地の10
		(旧)青葉区荏 田北二丁目 5番地の37		(旧)青葉区荏田 北二丁目5番 地の37
平成30年 10月12日	株式会社マ ザーライク	南区井土ヶ 谷中町44番 地の3	マザーライク ケアセンター 保土ヶ谷	(新)保土ヶ谷区 新井町 463 番 地
				(旧)保土ヶ谷区 新井町 622 番 地の4

平成31年 2月1日	リハビリデ イサービス ファイト合 同会社	保土ヶ谷区 上星川三丁 目11番7号	ケアサポート ファイト	(新)保土ヶ谷区 西谷町747番 地の8
				(旧)保土ヶ谷区 上星川二丁目 4番7号
同	株式会社エ ヌケア	都筑区中川 一丁目2番	はればれ	(新)都筑区茅ヶ 崎東四丁目2 番1号
				(旧)都筑区牛久 保東一丁目1 番26号
平成31年 2月18日	合同会社介 護支援セン ターひまわ り	保土ヶ谷区 鎌谷町347 番地の78	介護支援セン ターひまわり	(新)保土ヶ谷区 天王町1丁目 16番地の1
				(旧)保土ヶ谷区 天王町1丁目 11番地の4

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
平成30年 4月1日	有限会社ジ ヤパンメデ イカルエン タープライ ズ	(新)中区翁町 1丁目5番 地の5	横浜さくら訪 問看護ステー ション	(新)中区翁町1 丁目6番地の 7
		(旧)小田原市 酒匂1,414 番地の1		(旧)中区翁町1 丁目5番地の 5
平成30年 9月1日	株式会社ビ コー	緑区長津田 みなみ台四 丁目1番地 の1	ビコー訪問看 護リハビリス テーション	(新)旭区上川井 町812番地の 1
				(旧)旭区上川井 町273番地
平成31年 2月25日	タイト・エ ンタープラ イズ株式会 社	金沢区六浦 一丁目17番 21号	あうる訪問看 護リハビリス テーション	(新)金沢区六浦 一丁目21番13 号
				(旧)金沢区六浦 一丁目17番21 号

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
平成30年 8月18日	(新)特定非営利活動法人 み来	(新)栄区笠間五丁目36番1号	みらい	(新)栄区笠間五丁目36番1号
	(旧)特定非営利活動法人 美顔整顔学会	(旧)戸塚区前田町516番地の4		(旧)戸塚区上倉田町822番地の1
平成30年 10月1日	あさひ介護センター株式会社	(新)青葉区美しが丘五丁目14番地の10	あさひ介護センター	(新)青葉区美しが丘五丁目14番地の10
		(旧)青葉区荏田北二丁目5番地の37		(旧)青葉区荏田北二丁目5番地の37
平成30年 10月12日	株式会社マザーライク	南区井土ケ谷中町44番地の3	マザーライクヘルパーセッション保土ケ谷	(新)保土ケ谷区新井町463番地
				(旧)保土ケ谷区新井町622番地の4
平成31年 2月1日	株式会社エヌケア	都筑区中川一丁目2番	はればれ	(新)都筑区茅ヶ崎東四丁目2番1号
				(旧)都筑区牛久保東一丁目1番26号
平成31年 2月18日	合同会社介護支援センターひまわり	保土ケ谷区鎌谷町347番地の78	介護支援センターひまわり	(新)保土ケ谷区天王町1丁目16番地の1
				(旧)保土ケ谷区天王町1丁目11番地の4



横浜市告示第21号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年10月1日	ヘルスケア合同会社	緑区白山一丁目4番1号	ケアサポート太陽	緑区白山一丁目4番1号
平成31年3月31日	有限会社横浜アート	保土ヶ谷区鎌谷町347番地の187	有限会社横浜アート介護センター	西区南浅間町26番地の18
同	特定非営利活動法人NPOさくら	保土ヶ谷区川辺町6番地	NPOさくら	保土ヶ谷区川辺町6番地
同	社会福祉法人アドベンチスト福祉会	旭区上川井町1,988番地	ホームヘルプサービスシャローム横浜	旭区上川井町1,988番地
同	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園3丁目4番30号	訪問介護かえで旭サービスセンター	旭区二俣川1丁目45番地の60
同	同	同	訪問介護かえで金沢サービスセンター	金沢区瀬戸3番54号
同	同	同	訪問介護かえで港北サービスセンター	港北区大豆戸町34番地
同	同	同	訪問介護かえで田奈サービスセンター	青葉区田奈町43番地の3
同	同	同	訪問介護かえで戸塚サービスセンター	戸塚区戸塚町142番地

同	株式会社桜会	戸塚区舞岡町 3,626 番地の1	桜会ケアセンター	戸塚区舞岡町 3,694 番地
---	--------	-------------------	----------	-----------------

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年2月15日	株式会社ニシザワ	緑区東本郷二丁目3番7号	たちばな薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目17番13号
平成31年3月31日	株式会社パルス	港南区港南台四丁目7番2号	パルス薬局	港南区港南台四丁目7番2号

3 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月31日	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園3丁目4番30号	デイホームゆりの木鶴見	鶴見区生麦四丁目7番23号

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月31日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目6番17号	若武者ケア福祉用具貸与・販売事業所	港南区日野南一丁目6番17号
同	株式会社シンサナミ	旭区鶴ヶ峰二丁目5番地	パナソニックエイジフリー介護チェーン磯子	磯子区原町9番7号

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月31日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目6番17号	若武者ケア福祉用具貸与・販売事業所	港南区日野南一丁目6番17号
同	株式会社シンサナミ	旭区鶴ヶ峰二丁目5番地	パナソニックエイジフリー介護チェーン磯子	磯子区原町9番7号

6 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月31日	特定非営利活動法人ひだまり	旭区中尾一丁目32番12号	ひだまり荘	旭区今宿町2, 668番地の6
同	有限会社ホームケア	港北区新羽町1,659番地	あかつきデイサービス横浜北	都筑区折本町1,186番地の1

7 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月20日	社会福祉法人同愛会	保土ヶ谷区上菅田町1,749番地	小規模多機能型居宅介護事業所RAKU	保土ヶ谷区上菅田町1,352番地の24

8 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成31年2月28日	株式会社横浜華コミュニティセンター	鶴見区朝日町2丁目84番地の1	ケアネット華	鶴見区梶山二丁目28番28号
平成31年3月31日	特定非営利活動法人ケアサポート青空	中区吉浜町1番地の9	特定非営利活動法人ケアサポート青空	中区吉浜町1番地の9
同	株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区芝公園3丁目4番30号	訪問介護かえで戸塚サービスセンター	戸塚区戸塚町142番地

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年2月15日	株式会社ニシザワ	緑区東本郷二丁目3番7号	たちばな薬局大倉山店	港北区大倉山一丁目17番13号
平成31年3月31日	株式会社パルス	港南区港南台四丁目7番2号	パルス薬局	港南区港南台四丁目7番2号

10 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月31日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目6番17号	若武者ケア福祉用具貸与・販売事業所	港南区日野南一丁目6番17号
同	株式会社シンサナミ	旭区鶴ヶ峰二丁目5番地	パナソニックエイジフリー介護チェーン磯子	磯子区原町9番7号

11 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月31日	株式会社若武者ケア	港南区日野南一丁目6番17号	若武者ケア福祉用具貸与・販売事業所	港南区日野南一丁目6番17号
同	株式会社シンサナミ	旭区鶴ヶ峰二丁目5番地	パナソニックエイジフリー介護チェーン磯子	磯子区原町9番7号

12 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月31日	有限会社ホームケア	港北区新羽町1,659番地	あかつきデイサービス横浜北	都筑区折本町1,186番地の1

13 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月20日	社会福祉法人同愛会	保土ヶ谷区上菅田町1,749番地	小規模多機能型居宅介護事業所 R A K U	保土ヶ谷区上菅田町1,352番地の24

横浜市告示第22号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年3月1日	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町1, 723番地の1	横浜市鴨居地域ケアプラザ	緑区鴨居五丁目29番8号

2 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年3月1日	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町1, 723番地の1	横浜市鴨居地域ケアプラザ	緑区鴨居五丁目29番8号

横浜市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年3月1日	水木歯科医院	南区通町2丁目27番地	口腔
同	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	磯子区滝頭一丁目2番1号	整形外科
同	日本調剤 鶴見駅前薬局	鶴見区鶴見中央四丁目1番3号	薬局
同	グローバル薬局 関内駅前店	中区真砂町3丁目33番地	同
平成31年4月1日	さくら薬局	泉区緑園五丁目29番地の10	同
同	みなみ薬局	泉区弥生台51番地の9	同
同	いずみ野さくら薬局	泉区和泉町 6,224 番地	同
同	こだま薬局	瀬谷区三ツ境16番地の11	同
平成31年3月1日	若武者ケア訪問看護リハビリステーション	南区南太田一丁目32番21号	訪問看護

横浜市告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成29年 1月1日	若武者ケア訪問 看護リハビリス テーション	(新)南区南太田一丁目 32番21号	訪問看護
		(旧)南区花之木町2丁 目28番地の1	

横浜市告示第25号

横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 井 上 治 夫	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで



横浜市告示第26号

横浜市介護保険料の収納事務の委託

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、横浜市介護保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 井上 治 夫	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

横浜市告示第27号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
アメニスメモリア ルグリーン共同事業体 代表者 株式会社日比谷アメニス 代表取締役社長 小林 定夫	東京都港区三田4 丁目7番27号	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町1番地	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

横浜市告示第28号

自転車等放置禁止区域の変更

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第9条第1項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

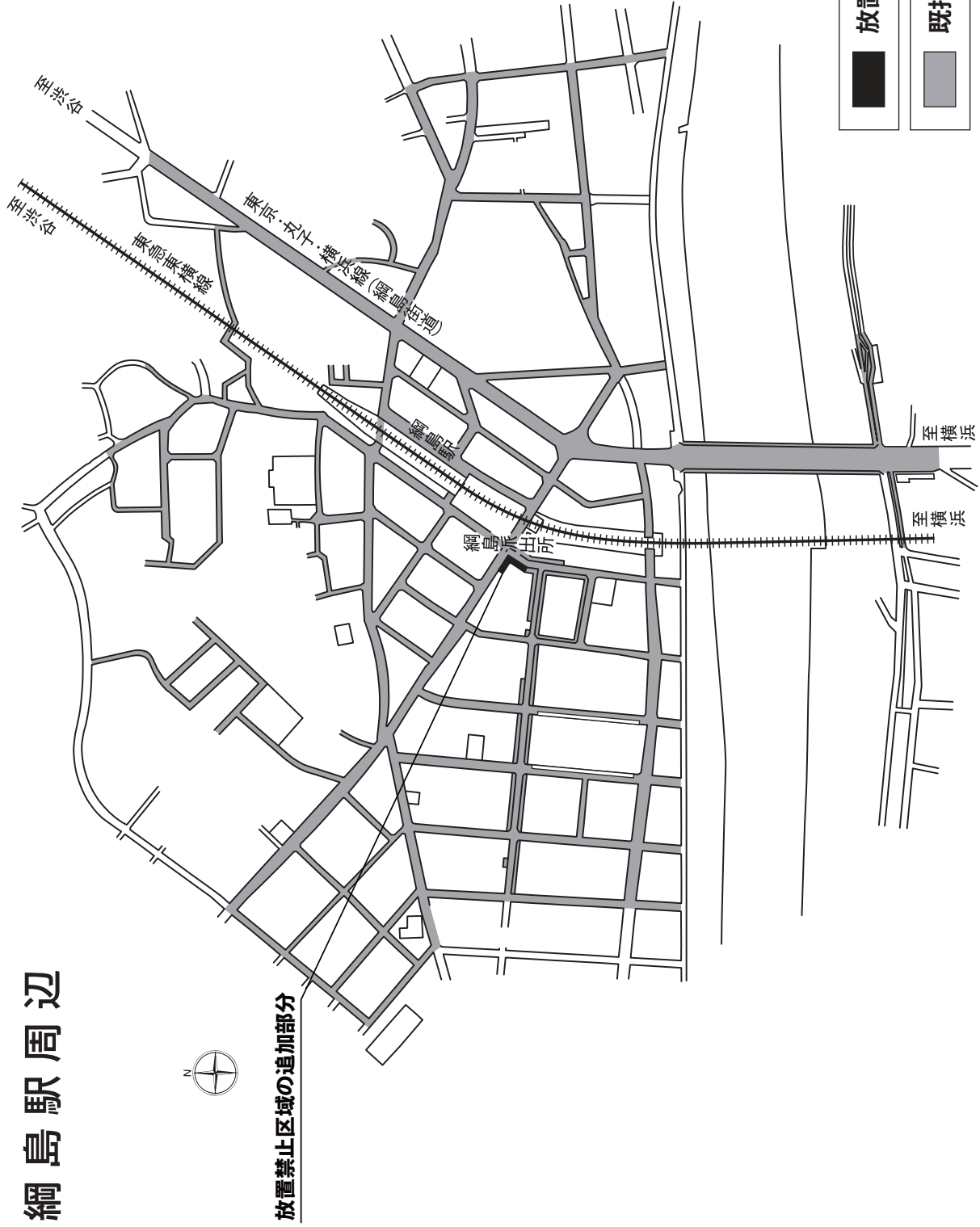
令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和元年6月1日	綱島駅周辺	別図のとおり

# 別図

## 綱島駅周辺



横浜市告示第29号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

第4項第1号アの表中

「

南本牧ふ頭1号線	中区南本牧 牧ふ頭	南本	1,246	28～30
----------	--------------	----	-------	-------

」

を

「

南本牧ふ頭1号線	中区南本牧 牧ふ頭	南本	1,157	28～30
----------	--------------	----	-------	-------

」

に改める。

第5項第3号ウの表中

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	442,054
------------------	-------	---------

」

を

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	451,454
------------------	-------	---------

」

に改める。

第11項の表中

「

南本牧ふ頭I	中区南本牧	183,748
南本牧ふ頭関連地区	同	498,147

」

を

「

南本牧ふ頭I	中区南本牧	174,348
南本牧ふ頭関連地区	同	507,547

」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 30 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付  
ける 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付 け る 港 湾  
施 設 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 104 号 ) の 一 部 を 次 の よ う  
に 改 正 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 2 項 第 2 号 の 表 中

「

南 本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	442,054
------------------------------------	---------

」

を

「

南 本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	451,454
------------------------------------	---------

」

に 改 め る 。

横浜市告示第31号

横浜港港湾区域内公有水面埋立ての出願

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり横浜港港湾区域内公有水面埋立ての出願があった。

なお、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び出願関係図書は、横浜市港湾局港湾管財部管財第二課において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和元年5月15日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子

1 出願年月日

平成31年4月18日

2 出願人

名 称 横浜市

所在地 中区港町1丁目1番地

代表者氏名 横浜市長 林 文子

代表者住所 中区港町1丁目1番地

3 埋立区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10及び1番の16の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和58年5月12日付け横浜市港湾港指令第110号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）、⑧の地点と①の地点を結ぶ昭和59年8月10日付け横浜市港湾港指令第225号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から84度50分13秒3,359.12メートルの地点

②の地点 ①の地点から127度53分15秒10.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から217度53分03秒5.40メートルの地点

④の地点 ③の地点から127度53分15秒958.67メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から254度00分32秒189.72メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 254 度 00 分 32 秒 488.32 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 296 度 23 分 00 秒 359.40 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 18 度 45 分 20 秒 271.31 メートルの地点

(3) 面積

381,567.49 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10、1番の16及び1番の363の地内並びに同区本牧ふ頭1番の10及び1番の16の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑧'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から82度13分21秒3,154.83メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から37度53分16秒286.54メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から127度53分15秒1,321.02メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から164度00分32秒327.82メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から254度00分32秒1,180.00メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から344度00分33秒122.30メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から296度22分59秒273.81メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から18度45分11秒897.98メートルの地点

(3) 面積

1,117,933.92 平方メートル

5 埋立地の用途

保管施設用地、緑地及び道路用地



横浜市告示第32号

横浜港港湾区域内公有水面埋立ての出願

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条の規定に基づき、次のとおり横浜港港湾区域内公有水面埋立ての出願があった。

なお、同法第42条第3項において準用する同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び出願関係図書は、横浜市港湾局港湾管財部管財第二課において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和元年5月15日

横浜港港湾管理者 横浜市  
代表者 横浜市長 林 文子

1 出願年月日

平成31年4月18日

2 出願人

名称 国土交通省関東地方整備局

所在地 さいたま市中央区新都心2番地の1

代表者氏名 国土交通省関東地方整備局長 石原 康弘

代表者住所 さいたま市中央区新都心2番地の1

3 埋立区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点と①の地点を結ぶ昭和58年5月12日付け横浜市港湾港指令第110号で竣功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 2.13メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯35度26分11秒3445、東経139度39分13秒5005）から95度54分11秒3,149.60メートルの地点

②の地点 ①の地点から116度23分00秒359.40メートルの地点

③の地点 ②の地点から74度00分32秒488.32メートルの地点

④の地点 ③の地点から164度00分32秒1,003.60メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から254度00分31秒503.60メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から344度00分23秒3.60メートルの地点

⑦の地点	⑥の地点から 74 度 00 分 51 秒 3.70 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 344 度 00 分 32 秒 1,000.00 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 254 度 00 分 39 秒 8.45 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 296 度 22 分 58 秒 60.00 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 26 度 23 分 12 秒 5.60 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 296 度 23 分 00 秒 262.80 メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 206 度 23 分 28 秒 5.60 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 296 度 22 分 59 秒 20.00 メートルの地点

(3) 面積

504,980.95 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

中区本牧ふ頭1番の10の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑦'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯 35 度 26 分 11 秒 3445、東経 139 度 39 分 13 秒 5005）から 91 度 27 分 57 秒 3,184.56 メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から 116 度 23 分 00 秒 432.31 メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から 74 度 00 分 32 秒 665.41 メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から 164 度 00 分 32 秒 1,520.00 メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から 254 度 00 分 32 秒 1,200.00 メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から 344 度 00 分 32 秒 1,330.90 メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から 296 度 22 分 59 秒 97.84 メートルの地点

(3) 面積

1,905,992.88 平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地及び道路用地

公告

横浜市公告第1号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年5月15日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横山日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 ( $m^2$ )
2706	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の9ほか	宅地	619.32
2707	鶴見区馬場四丁目 521 番の12	宅地	151.44
2708	神奈川区栗田谷48番の77ほか	宅地	520.83
2709	西区中央二丁目52番の3	宅地	290.69
2710	保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目 261 番の40	宅地	197.17
2711	保土ヶ谷区月見台 246 番の8ほか	宅地	883.84
2712	旭区市沢町字日向 1,084 番の11ほか	宅地	447.30
2713	磯子区杉田五丁目 513 番の6ほか	宅地	1,161.57
2714	磯子区杉田五丁目 2,197 番の13ほか	宅地	367.65
2715	磯子区杉田五丁目 2,197 番の28	宅地	192.98
2716	磯子区洋光台一丁目11番の5	宅地	285.42
2717	磯子区洋光台一丁目11番の8	宅地	588.67
2718	金沢区並木二丁目5番の3	雑種地	282.59 (282)
2719	都筑区東山田町 1,451 番の1	雑種地	123.01 (123)
2720	戸塚区汲沢町字畑田 509 番の9	宅地	169.23
2721	戸塚区汲沢町字畑田 509 番の11	宅地	208.18
2722	戸塚区原宿一丁目 483 番の12	宅地	183.27
2723	泉区中田北二丁目 2,115 番の1	雑種地	251.98 (251)

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号2718番、2719番及び2723番は実測面積で( )内が登記記録上の面積

## (3) 最低売却価格

物件番号	2706番	51,530,000円
物件番号	2707番	11,040,000円
物件番号	2708番	107,920,000円
物件番号	2709番	112,210,000円
物件番号	2710番	7,620,000円
物件番号	2711番	66,560,000円
物件番号	2712番	17,670,000円
物件番号	2713番	266,820,000円
物件番号	2714番	87,950,000円
物件番号	2715番	40,840,000円
物件番号	2716番	18,210,000円
物件番号	2717番	20,730,000円
物件番号	2718番	43,240,000円
物件番号	2719番	27,520,000円
物件番号	2720番	20,750,000円
物件番号	2721番	21,360,000円
物件番号	2722番	17,400,000円
物件番号	2723番	45,360,000円

## (4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

## 3 募集要領の交付

## (1) 交付期間

令和元年5月15日から令和元年6月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

## (2) 交付場所

中区港町1丁目1番地  
横浜市財政局管財部取得処分課（横浜市役所本庁舎4階）ほか

電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和元年6月10日から令和元年6月14日まで（午前8時45分  
から午後5時15分まで）

(2) 受付場所

中区港町1丁目1番地

横浜市財政局管財部取得処分課（横浜市役所本庁舎4階）

電話 045(671)2264

5 入札及び開札の日時及び場所

令和元年6月27日午前10時

（所在）中区万代町2丁目4番地の7

（会場名）横浜市技能文化会館 多目的ホール1

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市  
が発行する納付書により入札日前日までに横浜市指定金融機関に  
納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横 浜 市 公 告 第 2 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 31 年 4 月 12 日	N P O 法 人 岩 崎 キ ッ ズ ク ラ ブ	熊 谷 幸 子	保 土 ケ 谷 区 狩 場 町 475 番 地 の 3	こ の 法 人 は 、 児 童 及 び そ の 保 護 者 に 対 し て 、 子 ど も の 放 課 後 の 居 場 所 づ く り を 行 い 、 子 ど も の 健 全 育 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
平 成 31 年 4 月 17 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ー ス プ ロ テ ク ト	菊 池 武 秀	中 区 末 吉 町 1 丁 目 1 番 地 の 2	こ の 法 人 は 、 広 く 一 般 市 民 に 対 し て 、 教 育 、 学 習 、 職 業 能 力 の 開 発 、 文 化 の 習 得 等 に 対 す る 相 談 、 支 援 及 び 実 施 に 関 す る 事 業 、 教 育 活 動 、 就 労 支 援 、 農 畜 産 業 、 地 域 振 興 、 国 際 協 力 活 動 な ど を 行 う 個 人 、 団 体 等 へ の 協 力 、 連 絡 及 び 支 援 に 関 す る 事 業 等 を 行

				い、職業能力の開発、地域振興及び国際交流の促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
平成31年 4月18日	特定非営利 活動法人金 沢の子	石 川 桂 子	金 沢 区 町 屋 町 29 番 15 号	この法人は、児童及び保護者に対して、子どもの安心で安全な居場所づくりに関する事業を行い、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。
平成31年 4月18日	N P O 法 人 キ ッ ズ ク ラ ブ 瀬 戸 ケ 谷	佐 野 威	保 土 ケ 谷 区 狩 場 町 464 番 地 の 10	この法人は、保育が必要とされる小学校児童に対して、放課後キッズクラブ事業を行い、健全育成に寄与することを目的とする。
平成31年 4月23日	特定非営利 活動法人伊 勢山キッズ クラブ	富 沢 岳 志	泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 13 番 54 号	この法人は、地域の児童に対して、安心で安全な遊び場を提供し、社会教育に関する事業を行い、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

<p>平成31年 4月23日</p>	<p>特定非営利 活動法人港 北さくらみ ちクラブ</p>	<p>葉 山 怜</p>	<p>港北区菊名 二丁目11番 6号</p>	<p>目的とする。 この法人は、 青少年及び保 護者、地域住 民に対して、 子育て支援活 動に関する事 業や地域での 活動に関する 事業を行い、 子ども健全 育成と活力あ る住みよい地 域環境創出に 寄与することを 目的とする。</p>
<p>平成31年 4月23日</p>	<p>特定非営利 活動法人元 気に暮らす 会</p>	<p>早 川 大 二</p>	<p>金沢区長浜 二丁目10番 22号</p>	<p>この法人は、 新築やリフォームを必要とする社会的弱者と言われる方々（高齢者や障がい者、各疾患を抱えた方々）及びそのご家族に対して、最適な住環境の提案や最適なつくり手を紹介することに関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>平成31年 4月23日</p>	<p>特定非営利 活動法人W S C未来の</p>	<p>川 上 康 昇</p>	<p>旭区若葉台 二丁目5番 901号</p>	<p>この法人は、 若葉台小学校 児童及び保護</p>



	<p>わかば</p>		<p>者、周辺地域に居住する児童及び保護者に対し、子どももの健全育成を図るために放課後の居場所づくりに関する事業を行い、家庭機能を補完しながら「教育」「保育」「生活」「遊び」の場を提供し、「横浜若葉台こどもみらいづくり宣言」に添って、児童の健全育成と保護者の支援に寄与することを目的とする。</p>
--	------------	--	---

横浜市公告第3号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成31年4月11日	特定非営利活動法人ちよこっといずみ	泉 直 子	泉区緑園四丁目3番地の1	この法人は、地域で子育て中の親子に対して、子育て支援に関する事業を行い、親子が健やか に暮らせる地域づくりを通して地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
平成31年4月23日	特定非営利活動法人ハンドドライブ・クロス協会	青 木 拓 磨	中区山下町1番地	青少年と障害者・健常者が共に行うことの出来るモータースポーツ競技HDXを通し、青少年に障害者と健常者が共生することを経験してもらい、青少年へ生涯学習の場を提供する。また、参加青少年

			の保護者にも、スポーツを通じた健全育成の場を提供する。
--	--	--	-----------------------------

横 浜 市 公 告 第 4 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 相 鉄 ・ 東 急 直 通 線 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報  
告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長      林                      文      子

横浜市公告第5号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
平成31年 2月27日	00562	東西工業株式会社	(新)丸 中 達 哉	保土ヶ谷区法 泉二丁目25番 18号
			(旧)小 村 貞 仁	
平成30年 12月28日	00449	(新)株式会社 キメダ設備	(新)木目田 貢	緑区長津田町 2,183番地の 7
		(旧)株式会社 きめだ設備	(旧)木目田 敏 江	

## 横 浜 市 公 告 第 6 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 の 停 止

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 を 停 止 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	停 止 年 月 日
30469	株 式 会 社 富 士 燃	横 須 賀 市 佐 野 町 5 丁 目 11 番 地	平 成 31 年 4 月 30 日

横 浜 市 公 告 第 7 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11487	株 式 会 社 面 川 興 業	磯 子 区 滝 頭 一 丁 目 6 番 30 号	平 成 31 年 3 月 31 日
30500	有 限 会 社 柳 下 設 備	厚 木 市 三 田 南 2 丁 目 1 番 12 号	平 成 31 年 3 月 31 日

## 横 浜 市 公 告 第 8 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 原 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 案 を 作 成 す る の で 、 横 浜 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 57 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ) 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 原 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 原 案 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 開 始 の 日 か ら 起 算 し て 3 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

## 2 名 称

み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 地 区 計 画

## 3 位 置

西 区 高 島 一 丁 目 、 み な と み ら い 一 丁 目 、 み な と み ら い 二 丁 目 、  
み な と み ら い 三 丁 目 、 み な と み ら い 四 丁 目 、 み な と み ら い 五 丁 目  
及 び み な と み ら い 六 丁 目 並 び に 中 区 内 田 町 及 び 桜 木 町 地 内

## 4 縦 覧 期 間

令 和 元 年 5 月 15 日 か ら 令 和 元 年 5 月 29 日 ま で

## 5 縦 覧 場 所

中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間

令 和 元 年 5 月 15 日 か ら 令 和 元 年 5 月 29 日 ま で

## 7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所

西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号  
横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課



横浜市公告第9号

横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画道路の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和元年5月15日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11号環状3号線
  - (2) 横浜国際港都建設計画道路  
3・3・27号国道1号線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
戸塚区汲沢町地内
- 3 公聴会の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和元年6月20日午後7時開始
  - (2) 場所  
戸塚区戸塚町16番地の17  
横浜市戸塚区役所8階大会議室
- 4 縦覧期間  
令和元年5月15日から令和元年5月29日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間  
令和元年5月15日から令和元年5月29日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所  
戸塚区戸塚町16番地の17  
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

## 横 浜 市 公 告 第 10 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 29 年 12 月 7 日 第 29 開 1003 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 南 区 港 南 台 一 丁 目 15 番 24 号  
株 式 会 社 は ま と  
代 表 取 締 役 野 本 紀 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
金 沢 区 富 岡 東 五 丁 目 1,996 番 、 2,002 番 の 2 、 2,003 番 の 1 及  
び 2,003 番 の 3

## 横 浜 市 公 告 第 11 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 3 月 28 日 第 29 開 208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 浅 間 町 2 丁 目 99 番 地 の 4  
株 式 会 社 協 和 不 動 産 サ ー ビ ス  
代 表 取 締 役 神 代 光 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 松 見 町 3 丁 目 661 番 の 2 の 一 部 、 661 番 の 5 及 び 661  
番 の 9 か ら 661 番 の 17 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 12 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 4 月 17 日 第 30 開 1801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷲 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 川 和 町 2,241 番 の 2、2,241 番 の 7、2,241 番 の 10、2,  
241 番 の 12 から 2,241 番 の 31 まで、2,241 番 の 33 から 2,241 番 の  
41 まで、2,254 番 の 12、2,254 番 の 15 から 2,254 番 の 20 まで、2,  
268 番 の 20、2,268 番 の 27、2,268 番 の 28 及 び 2,268 番 の 35 から  
2,268 番 の 39 まで

## 横 浜 市 公 告 第 13 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 7 月 2 日 第 30 開 1206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 池 辺 町 3,598 番 地 の 1  
株 式 会 社 フ ォ ー ・ エ イ ト  
代 表 取 締 役 池 本 育 生
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 東 本 郷 四 丁 目 701 番 の 6 の 一 部 、 744 番 の 2 か ら 744 番 の  
5 ま で 、 745 番 の 1 、 745 番 の 6 か ら 745 番 の 13 ま で 及 び 746 番  
の 4

横 浜 市 公 告 第 14 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 平 成 30 年 9 月 11 日 第 30 開 404 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 東 京 都 杉 並 区 西 荻 北 2 丁 目 1 番 11 号  
 株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計  
 代 表 取 締 役 小 池 信 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 中 区 本 牧 元 町 447 番 の 6 及 び 447 番 の 62 か ら 447 番 の 76 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 15 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 9 月 11 日 第 30 開 1716 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 し ら と り 台 17 番 の 15 、 17 番 の 88 、 17 番 の 89 、 17 番 の 90 の  
一 部 、 17 番 の 91 の 一 部 、 17 番 の 92 か ら 17 番 の 94 ま で 、 17 番 の 95 の  
一 部 、 17 番 の 96 及 び 17 番 の 97

横 浜 市 公 告 第 16 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 10 月 31 日 第 30 開 1723 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 本 町 1 丁 目 31 番 11 号  
ア グ レ 都 市 デ ザ イン 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 林 竜 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 桜 台 5 番 の 26



## 横 浜 市 公 告 第 17 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 11 月 29 日 第 30 開 1121 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 富 士 塚 一 丁 目 9 番 34 号  
株 式 会 社 伊 左 衛 門  
代 表 取 締 役 加 藤 正
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 篠 原 町 3,008 番 の 1 、 3,009 番 の 一 部 、 3,010 番 の 一 部  
及 び 3,011 番 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 18 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 12 月 13 日 第 30 開 1730 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 宮 前 区 土 橋 2 丁 目 6 番 地 の 17  
株 式 会 社 成 建  
代 表 取 締 役 浅 川 聡
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 美 し が 丘 西 三 丁 目 10 番 の 4 、 10 番 の 5 、 10 番 の 11 、 10 番  
の 12 、 10 番 の 36 、 10 番 の 37 及 び 10 番 の 62

## 横 浜 市 公 告 第 19 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 31 年 4 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
20.42 m
- 5 指 定 の 場 所  
磯 子 区 磯 子 六 丁 目 703 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ワ タ ナ ベ  
代 表 取 締 役 門 井 康 介

横 浜 市 公 告 第 20 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 13 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 31 年 4 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長  
19.80 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 秋 葉 町 175 番 の 2 、 211 番 の 7 及 び 211 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 フ ァ ー ス ト ク リ エ イ ト  
代 表 取 締 役 山 崎 浩 司

横 浜 市 公 告 第 21 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 16 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 31 年 4 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
16.90 m
- 5 指 定 の 場 所  
泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,582 番 の 31
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦

---

区 告 示

---

南区告示第1号（平成31年4月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、椎の木自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月19日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	池 邊 達 代 南区中里四丁目7番 4号	小 林 彰 南区中里四丁目16番 17号

泉区告示第1号（平成31年4月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月19日

横浜市泉区長 額田 樹子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	吉川 隆 泉区中田西二丁目30 番1号	岸 朋子 泉区中田西二丁目29 番12号

保土ヶ谷区告示第2号（平成31年4月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、千歳自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月24日

横浜市保土ヶ谷区長 菅井 忠彦

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中澤 清 保土ヶ谷区新井町22 9番地の132	秋元 修 保土ヶ谷区新井町23 1番地の20



鶴見区告示第1号（平成31年4月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、岸谷第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鵜飼 昭 利 鶴見区岸谷三丁目27 番33号	吉 村 一 男 鶴見区岸谷四丁目16 番14号
事務所の所在地	鶴見区岸谷三丁目27 番33号	鶴見区岸谷四丁目16 番14号

戸塚区告示第1号（令和元年5月7日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ぐみさわなか団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月7日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	本 間 義 人 戸塚区汲沢三丁目2 番4－452号	柳 澤 秋 雄 戸塚区汲沢三丁目2 番1－153号

---

区 公 告

---

磯子区公告第42号（平成31年4月23日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成31年4月23日

横浜市磯子区長 猪 俣 宏 幸

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 32 - 67 浜  横浜	平成30年2月15日

---

## 水 道 局

---

### 水 道 局 告 示 第 1 号

「はまっ子どもし The Water」及び「横浜水  
缶」の頒布代金等の徴収事務の委託  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定によ  
り、次のとおり「はまっ子どもし The Water」及び「横  
浜水缶」の頒布代金等の徴収の事務を委託した。

令和元年5月15日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山 隈 隆 弘

- 1 委託を受けた者  
磯子区杉田五丁目31番27号  
ヤマト運輸株式会社 横浜主管支店  
営業企画課長 野 中 幸 一
- 2 頒布代金等の徴収事務の取扱者  
中区常磐町1丁目3番地  
ヤマトフィナンシャル株式会社 神奈川支店  
支店長 近 裕 樹
- 3 徴収する代金等の種類  
「はまっ子どもし The Water」及び「横浜水缶」の  
頒布代金及び配達料
- 4 委託の期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

## 医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第1号

横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務を次のとおり委託した。

令和元年5月15日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
弁護士法人館野法律事務所 館野 完	東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

---

教 育 委 員 会

---

横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

令和元年5月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第1号

横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定  
める規則

横浜市立学校条例の一部を改正する条例（平成30年6月横浜市条  
例第48号）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市立学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年5月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第2号

横浜市立学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

横浜市立学校条例の一部を改正する条例（平成29年10月横浜市条例第38号）別表の1の表の改正規定中横浜市立市場小学校けやき分校に係る部分は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会公告第1号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を平成31年3月28日懲戒処分に付した。

令和元年5月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立本牧小学校	教諭	橋 本 卓 哉	停職3箇月



区選挙管理委員会

旭区選挙管理委員会告示第1号

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（昭和57年1月旭区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月15日

横浜市旭区選挙管理委員会

委員長 小林 薫

表第35投票区及び第37投票区の項を次のように改める。

<p>第35投票区</p>	<p>上白根二丁目、上白根三丁目、白根町、中白根一丁目29番20号から32号まで、30番以降、中白根二丁目17番3号から16号まで、27番9号から24号まで、28番（ただし、10号を除く。）、31番1号から20号まで、31番32号から42号まで、32番6号から33号まで、38番5号から23号まで、39番7号から14号まで、40番10号から13号まで、41番2号から48番8号まで、49番以降、中白根三丁目、中白根四丁目</p>
<p>第37投票区</p>	<p>白根五丁目1番から30番まで（ただし、30番1号から9号までを除く。）、33番、51番1号から8号まで、52番以降、白根六丁目72番、白根七丁目20番29号、30号、21番から29番まで（ただし、29番4号を除く。）、33番16号以降、白根八丁目、中白根一丁目1番から29番まで（ただし、29番20号から32号までを除く。）、中白根二丁目1番から27番まで（ただし、17番3号から16号まで、27番9号から24号までを除く。）、28番10号、29番、30番、31番21号から31号、31番43号以降、32番（ただし、6号から33号を除く。）、33番から40番まで、（ただし、38番5号から23号まで、39番7号から14号まで、40番10号から13号までを除く。）、41番1号、48番9号から51号まで</p>

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 告 示 第 1 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 252 条 の 32 第 1 項 の 規 定 に  
よる 包 括 外 部 監 査 人 種 村 隆 の 監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者 の 協 議 が 調 っ  
た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員 藤 野 次 雄

同 中 家 華 江

同 本 間 豊

横 浜 市 監 査 委 員 職 務 執 行 者 田 野 井 一 雄

同 加 藤 広 人

補 助 す る 者 の 氏 名	補 助 す る 者 の 住 所	補 助 で き る 期 間
浜 田 陽 介	埼 玉 県 春 日 部 市 8 丁 目 300 番 地 の 6	令 和 元 年 5 月 1 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で
川 越 靖 彦	横 須 賀 市 大 矢 部 4 丁 目 18 番 12 - 2 号	令 和 元 年 5 月 1 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で
森 谷 哲 也	仙 台 市 青 葉 区 小 田 原 8 丁 目 6 番 11 号	令 和 元 年 5 月 1 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で
五 十 嵐 郁 貴	東 京 都 江 戸 川 区 平 井 4 丁 目 20 番 15 - 1013 号	令 和 元 年 5 月 1 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で
大 坪 秀 憲	東 京 都 杉 並 区 成 田 東 5 丁 目 29 番 6 - 204 号	令 和 元 年 5 月 1 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で

---

職 員 共 済 組 合

---

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 の 全 部  
改 正

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 の 全 部 改 正 を こ  
こ に 公 告 す る 。

令 和 元 年 5 月 15 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合  
理 事 長 渡 辺 巧 教

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 ( 平 成 17 年 6 月  
職 員 共 済 組 合 公 告 第 11 号 ) の 全 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 個 人 情 報 の 保 護
  - 第 1 節 責 務
  - 第 2 節 個 人 情 報 の 管 理 体 制
  - 第 3 節 個 人 情 報 の 取 得 等
  - 第 4 節 個 人 情 報 の 管 理
  - 第 5 節 個 人 情 報 の 第 三 者 提 供
- 第 3 章 保 有 個 人 デ ー タ の 開 示 等
- 第 4 章 手 数 料
- 第 5 章 苦 情 処 理
- 第 6 章 匿 名 加 工 情 報 の 作 成 等
- 第 7 章 雑 則

附 則

- 第 1 章 総 則

( 目 的 )

第 1 条 この 規 程 は、 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 ( 平 成 15 年 法 律  
第 57 号。 以 下 「 法 」 と い う 。 ) に 基 づ き、 個 人 情 報 を 保 護 す る た  
め に、 そ の 適 正 な 取 扱 い に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る と と も に、 横  
浜 市 職 員 共 済 組 合 ( 以 下 「 組 合 」 と い う 。 ) が 保 有 す る 個 人 情 報  
の 本 人 開 示、 訂 正 及 び 利 用 停 止 を 請 求 す る 権 利 を 明 ら か に す る こ  
と に よ り、 個 人 の 権 利 利 益 を 保 護 し、 組 合 事 業 の 適 正 か つ 公 正 な  
運 営 を 図 る こ と を 目 的 と す る 。

( 定 義 )

第 2 条 この 規 程 に お い て 各 号 に 定 め る 用 語 の 定 義 は、 当 該 各 号 に  
定 め る と こ ろ に よ る 。

(1) 個 人 情 報 生 存 す る 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て、 次 に 掲 げ る

もののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書的方式若しくは電磁的記録（電磁方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。第9条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第1条に定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条各号のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害すおそれが少ないものとして令第3条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従つて整

- 理することにより特定の個人情報を容易に検索することができ、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 保有個人データ 組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（横浜市職員共済組合の保有する情報の公開に関する規程（平成16年4月職員共済組合公告第11号。以下「情報公開規程」という。）第2条に規定する文書に記録されているものに限る。）であってその存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして次に掲げるもの又は6月以内に消去することとなるものを除く。
- ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉に不利益を被るおそれがあるもの
- エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (8) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置に講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人情報識別符号に復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (9) 個人情報保護管理者 組合内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。
- 第2章 個人情報の保護
- 第1節 責務

## (責務)

第3条 次に掲げる者（以下「職員等」という。）は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者
- (2) 第15条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者
- (3) 第15条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

## (守秘義務)

第4条 個人情報を取り扱う業務に従事する者又は従事していた者は、組合の業務に関して知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第2節 個人情報の管理体制

## (個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者の設置)

第5条 個人情報の安全管理のため、組合に個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者をおく。

## 第3節 個人情報の取得等

## (利用目的の特定)

第6条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできるかぎり特定するものとする。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## (利用目的による制限)

第7条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

2 組合は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者（法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）から業務を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における利用目的の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であ

って、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第8条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他次に掲げる者により公開されている場合

ア 外国政府、外国の政治機関、外国の地方公共団体又は国際機関

イ 外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるもので、次に掲げるもの

ア 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかに要配慮個人情報を取得する場合

イ 法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下こ

の項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

5 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得する場合は、その事実と利用目的を通知し、又は公表するものとする。

6 組合は、未成年者から個人情報を取得する場合は対象となる者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて当該未成年者の保護者の了解を得るように促すものとする。

#### 第4節 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保等)

第10条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(個人情報の廃棄及び消去)

第11条 個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報保護管理者の指揮に指示に従い、個人情報を読み取り不可能な状態にしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、別に定める。

(安全管理措置)

第12条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他



の個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データの外部からの不正アクセスを防御する対策
- (2) 職員等による個人データへのアクセスの管理及び個人データの持ち出しの防止
- (3) その他必要かつ適切な措置  
(職員等の監督)

第13条 組合は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育・訓練の実施)

第14条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び個人情報保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託)

第15条 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、個人情報の取り扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、個人情報の適切な取り扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、委託した個人データの安全管理が図れるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 組合は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の連絡を受けた個人情報保護管理者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、必要な調査を行い、事案に即して次の措置を適切に講ずるものとする。

- (1) 漏えい等の事案における個人情報の範囲の特定
- (2) 当該個人情報の重要度の評価
- (3) 当該個人情報の漏えい経路の特定等、事案の事実関係等の把握
- (4) 事案の事実関係等の公表

- (5) 当該個人情報に係る本人への対応（謝罪等）
  - (6) 当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の捜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）
  - (7) 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し
  - (8) 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴
- 3 個人情報保護管理者は、第1項の規定により、個人情報の漏えい等の事故発生の連絡を受けた場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに当該事故の状況等について理事長に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告の内、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。
- 5 理事長は、第3項の規定により、個人情報の漏えい等の事故発生の連絡を受けた場合は、個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- ただし、法第44条第1項の規定により、法第40条第1項の規定による権限が総務大臣に委任された場合は総務大臣の指示に基づいて行うものとする。
- （収集等の原則）
- 第17条 組合は、個人情報の収集、保管又は利用に当たっては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等に基づき、組合が所掌する業務の目的達成に必要な最小限の範囲で、適正に行わなければならない。
- 第5節 個人情報の第三者提供
- （第三者提供の制限）
- 第18条 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （本人への通知等により第三者に提供できる場合）
- 第19条 組合は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報

を除く。以下この項において同じ。) について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしてしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

2 組合は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第20条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同して利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 組合は、前項第3号エ又はオに規定する内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第21条 組合は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準に

あると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国  
として個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報  
保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定めるものを  
除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの  
取扱いについて法第4章第1節の規定により法第2条第5項に定  
める個人情報取扱事業者（組合を除く。）が講ずべきこととされ  
ている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものと  
して規則第13条に定める基準に適合する体制を整備している者を  
除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合  
には、第18条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にあ  
る第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない  
。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第22条 組合は、個人データを第三者（法第2条第5項各号に掲げ  
る者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したと  
きは、理事長が別に定めるところにより、当該個人データを提供  
した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の理事長が別に定  
める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該  
個人データの提供が第18条各号又は第20条第1項各号のいずれか  
（前条の規定による個人データの提供にあっては、第18条各号の  
いずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に  
掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存  
しなければならない。

(1) 規程細則第12条第3項に規定する方法により記録を作成した  
場合最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から  
起算して1年を経過する日までの間

(2) 規程細則第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を  
作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を行っ  
た日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 3年

（第三者提供を受ける際の確認等）

第23条 組合は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては  
、理事長が別に定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行  
わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第18条各  
号又は第20条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限り  
でない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、  
その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある  
もの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、組合が同項の規定による確認を行う場合において、組合に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 組合は、第1項の規定による確認を行ったときは、理事長が別に定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の理事長が別に定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
- (1) 規程細則第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 規程細則第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前2号以外の場合 3年  
(電子計算機の結合の制限)
- 第24条 組合は、個人データを取り扱う事務に係る電子計算処理を行う場合において、組合以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の定め又は組合が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 事務の目的を達成するため、理事長が必要と認めるとき。
- 第3章 保有個人データの開示等  
(保有個人データに関する事項の公表)
- 第25条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。
- (1) 組合名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第27条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先  
(保有個人データの利用目的の通知)
- 第26条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、

これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
  - (2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第27条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利害を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データ全部または一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 法令の規定により、本人に対し、第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(保有個人情報に関する情報)

第28条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、組合は当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

(訂正等)

第29条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請

求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 組合は第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第30条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが、第7条の規定に違反して取り扱われているとき又は第8条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条又は第21条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(1) 第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき。

(2) 第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき。

(理由の説明)

第31条 組合は、第26条第2項、第27条第3項、第29条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等方法)

第32条 第26条第1項の規定による求め又は第27条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求(以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。))を行う者(以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。))は、理事長が別に定める請求(申出)書(以下この条及び次条において「開示等請求(申出)書」という。))を組合に提出しなければならない。

2 開示等の請求等を行う者は、別に定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求(申出)書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等請求(申出)書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

(開示等の請求等に対する決定通知)

第33条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求(申出)書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行うい、その結果を理事長が別に定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内(事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内)に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を理事長が別



に定める方法により通知するものとする。

#### 第4章 手数料

(手数料)

第34条 組合は、第26条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第27条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定による手数料の額は、実費と勘案して合理的であると認められる範囲内において理事長が別に定めるものとする。

(事前の請求)

第35条 本人は、第27条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第27条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

#### 第5章 苦情の処理

(苦情の処理)

第36条 組合は、個人情報 の 取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

#### 第6章 匿名加工情報の作成等

(匿名加工情報の作成等)

第37条 理事長は、匿名加工情報(匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもその他匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして理事長が別に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならぬ。

2 組合は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必

- 要なものとして理事長が別に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 組合は、匿名加工情報を作成したときは、理事長が別に定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 組合は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、理事長が別に定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 組合は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 組合は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第7章 雑則

(補則)

第38条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるほか、法その他の関連する法令等の定めるところによる。

- 2 この規程に定めるほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第39条 組合は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

## 附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

## 横浜市職員共済組合公告第2号

横浜市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な  
取扱いに関する規程の全部改正

横浜市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに  
関する規程の全部改正をここに公告する。

令和元年5月15日

横浜市職員共済組合

理事長 渡辺 巧 教

横浜市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに  
関する規程（平成27年10月職員共済組合公告第27号）の全部を次の  
ように改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定個人情報等の管理体制（第3条）
- 第3章 特定個人情報等の取扱い（第4条—第9条）
- 第4章 特定個人情報等の管理（第10条—第23条）
- 第5章 開示、訂正及び利用停止（第24条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 第7章 苦情処理（第33条）
- 第8章 その他（第34条・第35条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規程は、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに組合が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用い

て表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に定めるものをいう。）が含まれるもの

(2) 番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。

(3) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 本人 個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 次に掲げる者（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は収集した特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）であって、職員等が組織的に利用するものとして、組合が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録に記録されているものに限る。）

ア 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者

イ 第16条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者

ウ 第16条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

(7) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人情報ファイル 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第6項に規定する個人

情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(9) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(10) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して行う事務をいう。

(11) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(12) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(13) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第2章 特定個人情報等の管理体制

（特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者）

第3条 特定個人情報等の安全管理のため、組合に特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者を置く。

第3章 特定個人情報等の取扱い

（個人番号の提供の要求）

第4条 組合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 組合は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により、地方公共団体情報システム機構に対し同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

（個人番号の提供の求めの制限及び特定個人情報の収集等の制限）

第5条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人

情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

2 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

3 組合は、個人番号利用事務等を処理する必要がなくなった場合は、所管法令において定められた保存期間の経過後、速やかに個人番号を廃棄又は削除しなければならない。

(利用目的の特定)

第6条 組合は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、特定個人情報等を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、組合が行う業務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な収集)

第8条 組合は、偽りその他の不正の手段により特定個人情報等を収集してはならない。

(本人確認の措置)

第9条 組合は、第4条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定により、本人又はその代理人から個人番号及びその者が個人番号によって識別される本人であることを確認するための措置をとらなければならない。

第4章 特定個人情報等の管理

(正確性の確保等)

第10条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなつたときは、当該保有特定個人情報を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(保有特定個人情報に関する事項の公表等)

第11条 組合は、保有特定個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

(1) 全ての保有特定個人情報の利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(2) 第23条第1項の規定による求め又は第24条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続

(3) 第30条第2項の規定による手数料の額

(4) 保有特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

(安全確保の措置)

第12条 組合は、個人番号(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 組合は、その取り扱う保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第13条 特定個人情報等の取扱いに従事する職員等は、その業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(職員等の監督)

第14条 組合は、職員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第15条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び特定個人情報等の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考

慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託先の監督)

第16条 組合は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、特定個人情報等の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(再委託等)

第17条 前条第1項の規定により組合から委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、事前に組合の許諾を書面により得た場合に限り、その委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるとする。

2 受託者は、前項に基づき委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合(次項において「再委託を行う場合」という。)には、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を再委託先とし、再委託先に講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

3 受託者は、再委託を行う場合には、再委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2 特定個人情報保護責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい等の事案の兆候の連絡を受けた場合には、事故を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。

3 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握した場合には、速やかに特定個人情報保護総括責任者に報告するものとする。

4 特定個人情報保護総括責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい等の事故発生の連絡を受けた場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について理事長に報告しな



ればならない。

5 前項の規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

6 理事長は、第4項の規定により、特定個人情報等の漏えい等の事故発生の際の連絡を受けた場合は、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

ただし、個人情報保護法第44条第1項の規定により、同法40条第1項の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

(個人番号の利用制限)

第19条 組合は、番号法第9条に規定される利用の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

(保有特定個人情報の利用目的による制限)

第20条 組合は、第6条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有特定個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 番号法第9条第4項の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第21条 組合は、番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができるときを除き、個人番号利用事務等を行うために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第22条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有特定個人情報の利用目的の通知)

第23条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第11条の規定により当該本人が識別される保有特定個人情報の利用目的が明らかでない場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞な

くその旨を通知しなければならない。

## 第5章 開示、訂正及び利用停止

### (開示)

第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報の開示を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく当該保有特定個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有特定個人情報が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有特定個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有特定個人情報については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

### (訂正等)

第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報の内容が事実でないときは、当該保有特定個人情報の内容を訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有特定個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

( 利 用 停 止 等 )

第 26 条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報  
が第 8 条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第  
20 条の規定に違反して取り扱われているときは、当該保有特定個  
人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等  
」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請  
求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必  
要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等を行  
わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止  
等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困  
難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに  
代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報  
が番号法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているときは  
、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止を請求すること  
ができる。

4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請  
求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有特定  
個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、  
当該保有特定個人情報の第三者提供の停止に多額の費用を要する  
場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であっ  
て、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措  
置をとるときは、この限りでない。

5 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を  
通知しなければならない。

(1) 第 1 項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若し  
くは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等  
を行わない旨の決定をしたとき

(2) 第 3 項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若し  
くは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三  
者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

( 理 由 の 説 明 )

第 27 条 組合は、第 23 条第 2 項、第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項又は  
前条第 5 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措  
置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場  
合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に  
対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

( 開 示 等 の 請 求 等 方 法 )

第 28 条 第 23 条第 1 項の規定による求め又は第 24 条第 1 項、第 25 条

- 第1項又は第26条第1項若しくは第3項の規定による請求（以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。）は、理事長が別に定める請求（申出）書（以下この条及び次条において「開示等請求（申出）書」という。）を組合に提出しなければならない。
- 2 開示等の請求等を行う者は、別に定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求（申出）書に添えて提出し、又は提示しなければならない。
- 3 組合は、提出された開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人（開示等の請求等に対する決定通知）
- 第29条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求（申出）書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を理事長が別に定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を理事長が別に定める方法により通知するものとする。（手数料）
- 第30条 組合は、第23条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき、又は第24条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。
- 2 前項の規定による手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において理事長が別に定めるものとする。（事前の請求）
- 第31条 本人は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到

達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

#### 第6章 雑則

(適用除外等)

第32条 横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程(平成17年6月職員共済組合公告第11号)は、組合における特定個人情報等の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

#### 第7章 苦情処理

(苦情処理)

第33条 組合は、組合における特定個人情報等の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

#### 第8章 その他

(補則)

第34条 組合が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関する事項は、この規程に定めるもののほか、番号法及び個人情報保護法その他の関連する法令等の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、組合における特定個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第35条 組合は、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを維持するため、常に特定個人情報等の収集等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて特定個人情報等の適正な取扱いのための措置を見直すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公告日から施行し、平成29年5月30日から適用するものとする。

(情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携)

2 組合は、番号法別表第二の第一欄及び第三欄に掲げる者として、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等を行うことに関し必要な事項を別に定めるものとする。